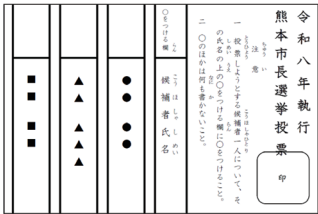


11月15日(日)に熊本市長選挙が実施されます
私たちの声を政治の場に届ける大切な機会です。進んで投票に行きましょう。

投票できる方(日本国民で選挙人名簿に登録される次の方) 投票時間:午前7時～午後8時

選挙人名簿 登録基準日	令和8年10月31日
年 齢	平成20年11月16日までに生まれた方
住 所	令和8年7月31日までに本市に転入届を提出し、引き続き本市に居住している方
市内間転居	令和8年10月9日までに転居届を提出した方は、新住所地で投票 令和8年10月10日以後に転居届を提出した方は、旧住所地で投票
転 出	市外に転出をした場合は投票できません。

投票できる要件を満たしている方は、投票所入場整理券がなくても投票できます。定められた投票所へ行って、受付に申し出てください。
※投票所入場整理券は本人以外は使用できません。〔なりすまし〕は違法行為です。
(投票所が不明な方は区選挙管理委員会へ問い合わせください。)

当日投票は記号式です	▼記号式投票用紙▼ 	期日前投票、不在者投票、 点字投票は自書式です	▼自書式投票用紙▼ 
候補者氏名の上の欄に備え付けのスタンプで○印をつけてください。 欄外や、○印以外の記号(×や△など)や文字を記入すると無効になります。		候補者氏名を投票用紙に記載してください。	

期日前投票 投票日当日に仕事などで投票に行けない方は、期日前投票ができます。

- 投票所入場整理券の「期日前投票宣誓書」に記入して、期日前投票所に持参ください。
- 宣誓書は期日前投票所にも用意していますので、投票所入場整理券がなくても区の選挙人名簿に登録されていれば、本人確認後に投票できます。

①お住まいの区によって期日前投票所が異なります。

投票期間	11月2日(月)～14日(土)		投票時間	午前8時半～午後8時	
中央区	東区	西区	南区	北区	
・市役所別館 自転車駐車場8階 ・大江公民館 ・上下水道局別館	・東区役所 ・託麻まちづくりセンター ・秋津まちづくりセンター ・東部まちづくりセンター	・西区役所(西部公民館側) ・河内まちづくりセンター ・花園まちづくりセンター	・富合まちづくりセンター (南区役所隣アスパル富合内) ・幸田まちづくりセンター ・南部まちづくりセンター ・城南まちづくりセンター ・飽田まちづくりセンター ・天明まちづくりセンター	・北区役所 ・北部まちづくりセンター ・清水まちづくりセンター ・龍田まちづくりセンター	

②東区、西区、南区、北区にお住まいの方は、市庁舎14階ロビーでも投票ができます。

投票期間	11月8日(日)～14日(土)	投票時間	午前9時～午後8時
------	-----------------	------	-----------

③ゆめタウンはません、ゆめタウンサンピアンでも投票ができます。

投票期間	11月7日(土)～14日(土)	投票時間	午前10時～午後7時
------	-----------------	------	------------

中央区、西区、南区にお住まいの方はゆめタウンはません3階、東区、北区にお住まいの方はゆめタウンサンピアン3階が期日前投票所です。

(選挙管理委員会事務局 ☎096-328-2771)

ご相談ください 熊本市オンブズマン制度

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが、市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の皆さんの権利と利益の保護を図り、市政に対する市民の理解と信頼を高めることを目的とした制度です。

平成23年11月に制度がはじまって以来、令和8年9月までに受け付けた苦情申し立て件数は、941件でした。

オンブズマン制度による苦情申し立てについて

本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日(終わった日)から原則として1年以内の苦情が対象となります。ただし、次のような場合などは、対象外となります。

- ①裁判手続きや行政不服申立手続き等で、係争中または確定済みの事項
- ②請求に基づいて、監査を実施している事項や監査を終了した事項
- ③議会に関する事項
- ④オンブズマンの行為に関する事項

オンブズマンが苦情の内容を審査し、担当部署の調査を行います。調査の結果を踏まえて、オンブズマンが一定の判断をし、その内容を申立人、市の双方に文書で通知します。

～ 多くの皆さんに利用されています。～



代表オンブズマン
三藤省三 弁護士



オンブズマン
藤田光代 弁護士

苦情申し立ての方法

書面(苦情申立書)をオンブズマン事務局へ提出してください。持参のほか、郵送、ファクス、Eメール、ホームページのフォームメールで受け付けています。苦情申し立ての後、希望者は、オンブズマンと面談できます。



(オンブズマン事務局 ☎096-328-2916)